大正四年六月二十一日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）

京都帝國大學經濟學會

經濟論叢

第四十三卷　第四號

昭和十一年十月一日發行

論叢

社會費と娯樂稅……法學博士　神戸正雄

新國民主義の立場……經濟學博士　石川興二

農村負債整理問題……經濟學博士　八木芳之助

時論

低金利と資金の動向……經濟學博士　小島昌太郎

日印協定の改訂問題……經濟學博士　谷口吉彦

研究

マーシャル地代論に關する一考察……經濟學士　山岡亮一

獨占について……經濟學士　青山秀夫

ヒルデブラントに於ける國民經濟學の課題……經濟學士　白杉庄一郎

說苑

廣島縣の産業の特色と將來の産業政策……經濟學士　安田元七

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

（禁轉載）

ヒルデブラントに於ける國民經濟學の課題（下）

白杉庄一郎

内容　(一)序。『現在並に將來の國民經濟學』に就て——スミス並にその學派、(二)スミス學派に對する反動、(1)ミューラー、(2)リスト、(3)社會主義、(三)プルードンの國民經濟學。要約。(四)『國民經濟學の現在の課題』に就て——「自然法則」の批判、それに關する諸學說の吟味(以上前號、以下本號)、(五)「諸國民の經濟的發展法則の學」としての國民經濟學の規定。その方法。(六)ヒルデブラント說の歷史的意義。その批判——(1)人間觀的基礎、(2)社會觀的基礎、(七)(3)認識論的基礎。(八)結論。

五

ヒルデブラントは、人間の經濟行爲やそれによつて惹起され制約される經濟狀態が盲目的偶然に委された恣意的なものではないとして、先ず經濟行爲が一切の意志行爲と同じく法則的過程によつて制約されるとみる。その際彼はヘルバルトの心理學から影響を受けてゐる。言ふ所は凡そかうである。心理的過程の法則性と物理的過程の法則性は全く異る。而も前者が專ら人間意識の內でそして人間意識を通じて行はれるといふこと、加之、前者に於ては倫理的理念が働き從つて個人はその行爲に對して倫理的責任をもつといふこと、によつて異る。物理的過程に於ては原因は强力的に結果を惹起する。然るに人間精神が外から受取る刺戟は、人間の意識の內で以前の內的外的體驗から集積された多くの表象・概念・倫理的原則等を見出す、これらのものが一切の意志行

爲に決定を與へ、それらが自覺的に協働するといふ所に行爲の自由と責任の基礎が見出されると。かくの如く彼は經濟行爲を意志行爲と考へ、意志行爲一般に於けると同じくそれに心理學的法則が支配するとみる。[1]

所で、彼はさきに外的自然に支配する自然法則を認めたが、今それを想起して心理學的法則と結合する。そしてこれら二法則の相互作用から人間の經濟を導いて來る。曰く。「人間の經濟、即ち人間社會が自然力をその生存目的に服せしめる所の行爲の全體は必然的に自然法則並に心理學的法則の產物である」と。然しこの產物は全く新しいものであつて、それにはかの二法則とは全く異つた特殊の生命原理が内在するとされる。といふのはかの二法則は自然と人間生活が變遷するにも拘らず恒久不變である。例へば動植物は數千年前と同じ自然法則に從ふ。思惟法則でさへプラトンやアリストテレスの時代と變りはない。然るにそれらの產物たる人間の經濟は變遷し而もより高い段階に發展するからである。而して彼は人類の經濟生活が、他の精神生活と同じく、大體に於て益々高く發展するのは「人間精神の創造力と自由」の賜物であると考へる。そして「人間精神の創造力と自由は心理學的法則の内で發展するのであり、まさにそれによつて我々の精神生活の法則性 (Gesetzmässigkeit unseres Geistislebens) は無自覺的自然の物理學的法則性から區別される」と述べてゐる。かくてヒルデブラントは、人間の經濟生活を法則的に發展する精神生活の一部門・一の文化域と考へ、その法則を外的自然法則及び心理學的法則から區別された第三の

1) Die gegenwärtige Aufgabe der Nationalökonomie, Jahrbücher für Nat.-Ök. u. Stat. Bd. I, 1863, S. 142–43.

精神生活に於ける法則卽ち發展法則と考へる。[2]

因にこゝで彼は精神生活卽ち文化の世界一般と外的世界との區別に論及してゐる。彼は自然法則が支配するのが無自覺的世界であり、發展法則が支配するのが文化の世界であると考へるものゝ如くである。曰く。「無自覺的世界は永遠不變の自然法則に從つて循環運動をなす、成程それは現象の變遷を知るが、何ら類の完成 (Vervollkommnung der Gattung) 卽ち文化を知らない。然るに精神的な人類は進歩する所の・いよ／＼新しき・人間精神そのものゝ活動及び自由から生成する・類の發展と完成卽ち文化を享受する」と。而して類の發展卽ち文化は個人を媒介とする。「個人は彼の生・彼の思惟並に彼の行爲に關して、彼の時代と環境の歷史によつて傳統されたる文化の產物であるのみならず、また新文化の創造者・歷史の創造者でもある」。——次いで彼は科學にも自然と文化との區別をみる。「自然科學は無自覺的實在の內に支配する法則を、自然生活の內に永遠なるものを探究する。反之、人間文化の科學は人類の自覺的生活の內に進歩を、人間の變化や經驗の內に人類の完成を探究する」と。かくの如く彼に於ては科學は自然科學と文化科學とに分れ、前者は自然法則を後者は發展法則を研究すべきものとされる。[3]

而して彼によれば國民經濟學が文化科學に屬することは勿論である。蓋しその對象たる國民經濟は上述の如く文化の世界に屬し時代と共に層々發展するものだからである。而も「一時代一國民の經濟狀態は總てそれに個有の價値又は反價値の標準を自分自身の內にもつてゐる」。ヒルデブ

2) Ibidem, S. 143-44.
3) Ibidem, S. 145.

ラントは書いてゐる。「國民經濟學は動物的有機體の生理學又はその他の部門の自然科學の如く自然法則を問題にするのではなくて、又それは多樣なる經濟現象の內に變化なくどこでも同じである所の法則を研究しなければならないのではなくて、國民經濟的經驗の變遷の內に進步を、人類の經濟生活の內に人類の完成を證明しなければならぬ。諸國民並に全人類の一段々々となされる國民經濟の發展過程を研究し、この方法で現在の經濟的文化の基礎と構造並にその解決が現代の研究に殘されてゐる所の課題を認識すること、それが國民經濟學の課題である」と。[4]

要するにヒルデブラントに於ては國民經濟學は文化科學であり、而も國民經濟の發展法則を研究することをその課題とするものなのである。然らばこの課題は如何にして解かれ得るか。換言すれば彼の國民經濟學の方法は如何なるものであるか。彼はその詳細を『現在並に將來の國民經濟學』第二卷に約束したが果さなかつた。然し第一卷にも歷史的研究・そのための歷史的方法の必要を繰返へしてゐるし、前揭論文にも國民經濟的歷史研究の必要について一言してゐる。[5] 更に彼は『年報』第一卷序言に彼の國民經濟學の課題とする所を要約し、その方法に言及して曰く。

「私の確信する所によれば、諸國民の經濟は、その言語・文學・法律並に藝術と全く同じく、文明の一部門である。それは成程これら文明の他の部門と同じく一定の自然法則的限界の內で運動するが、然しこの限界內に於ては人間精神の自由と活動との一產物である。だから國民經濟學は自然科學と同じく時間と空間とに於ける一切の關係に對して同一の法則を揭げ、一切を同一の尺度で測定する所の抽象的科學では決してなくて、それは諸國民並に全人類の段階的なる歷史的發展過程を研究し、斯樣にして現代の研究が社會的發展の鏈に附加すべき環を認識するといふ課題をもつ、政治的並に法律的諸發展の歷史との聯關に於ける國民經濟的文化史 (nationalökonomische Kulturgeschichte) と統計學 (Statistik) とはその上に國民經濟學の盛大なる增築が可能である

4) Ibidem, S. 145-46.
5) Ibidem, S. 146.

と思はれる所の唯一の基礎である[6]」。

由是觀之、ヒルデブラントが國民經濟學の基礎とするのは歴史と統計學とである。從つて歴史的統計的なる實證的方法が尊重される。實際彼が『現在並に將來の國民經濟學』に於て諸體系の批判をなすに當つて採つてゐる方法の特色はこゝにある。殊に『統計學の科學的課題』といふ論文では國民經濟學の方法として統計的方法を重要視し、それによつて國民經濟學は抽象的思辨の一面的抽象性を免れ得ると述べてゐる[7]。又『國民經濟學並に統計學年報』の刊行といひ、統許的研究による勞作の多いこと等[8]は、彼が歴史的方法と並んで統計的方法を重視したことを物語るものであらう。

尚終に注意すべきは彼が歴史的統計的研究と並んで實踐的研究を否定しなかつた點である。彼は最初から實踐問題殊に社會問題に深い關心を寄せてゐたのであるが、その實踐的態度は方法論にも貫かれてゐる[9]。さきに引用した『年報』第一卷の序言に曰く。「歴史は無定見（ゲジンヌンクスロージヒカイト）の口實になつたり、學者が實踐的事實問題を廻避することに導いたりしてはならぬ。現在の理解は過去の理解と最も生々した相互作用の關係にある、自分自身の生活諸條件と生の諸課題が分つてゐない人には歴史の正しい理解もまた缺けてゐる、」と[10]。これは確かに安易な歴史主義者に對する頂門の一針ではある。そしてこゝに我々はロッシャーからの一歩前進があるやうに思ふ[11]。然しヒルデブラントがその方法論を組織的に展開することをしなかつたのは、歴史學派建設者の一人としてロッ

6) Jahrbücher, Bd. I, 1863, Vorwort, S. 3.
7) Die wissenschaftliche Aufgabe der Statistik, Jahrbücher VI, 1866, S. 1–11.
8) Statistische Mitteillung über die volkswirtschaftlichen Zustände Kurhessens, Berlin 1853; Beiträge zur Strtistik des Kantons Bern, Bd. I, I. Hälfte, Bern 1860; Statistik Thuringens, Mitteilung des statistischen Bureans Vereinigter Thüringischer Staaten, 2 Bde, Jena 1867–68.

シャーやクニースに比し不充分であつたと言はねばならぬであらう。

以上我々はヒルデブラントに於ける國民經濟學の哲學的基礎付をみ、それによつて彼が國民經濟學の課題を規定して「諸國民の經濟的發展法則の學」とするのをみた。以下我々はヒルデブラントの主張の歷史的社會的基礎を明かにすることによつてその歷史的社會的意義を理解し、進んで歷史的社會的基礎に卽してその限界を指摘することにしよう。

六

先ずその歷史的社會的基礎について云へば、ヒルデブラント（一八一二―七八年）が學者的活動をなしてゐた一八四〇年代から一八七〇年代に至る時代はドイツに於てはまさに近代市民社會の完成期卽ち產業革命の時代であつた。近代市民社會は統一國家の確立をその前提とするが、ドイツに於ては封建的勢力强固にして近世的國家統一遲れ、近代市民社會の完成期・產業革命の時代は同時にその前提たる國家統一の時代でなければならなかつた。產業革命のみならずその前提たる國家統一の遲れたといふことがこの時代のドイツを特色づける。すなはち、對內的には、一方に於て封建的諸關係を清掃して市民社會的諸關係を制定すると同時に、而も他方に於ては市民革命に隨伴して擡頭した所の勞働者階級の運動を抑壓して產業革命を强行するために、そして對外的には當時既に近代市民社會を完成し先進資本主義國としてドイツを壓迫してゐた所のイギリス・フランス等に對抗するために、舊國家權力による市民社會化の促進及びそのための近世的國家統一

9) Lifschitz は Hildebrand が社會政策と方法論とを結合否混同し、その精神で自然法則を否定するとして、方法論に於ける實踐的態度の貫徹を非難する (Die historische Schule der Wirtschaftswissenschast, Berlin 1914, S. 122, 129)
10) Jahrbücher, Bd. I, 1863, S. 3.
11) かつて述べた如く、Roscher は實踐的研究を否定した、拙稿『ロシャーの歷史的方法』經濟論叢第四〇卷第一號。

が急がれねばならなかつた。蓋しこれはドイツ國民社會の發展にとつて必須の道行であつたのであり、而してこれが所謂舊歷史學派の歷史的社會的基礎であつたのである。舊歷史學派はこの時代的要求に應ずるために國家・國民性・歷史的傳統等々を强調して、內に對しても外に對しても國民意識を振起統一することに努めた。卽ちそれは一面英國流の個人主義—萬民主義に對し、他面社會主義に對して反對し、一種の國民主義に立つた。そしてそれによつて舊歷史學派は當時のドイツの要求たる近代市民社會・資本主義社會の成立發展に貢獻したのである。かゝる理解に對する最もよき例證を我々は歷史學派建設者の一人たるヒルデブラントに於て見出す。彼は實際的には或はブルジョアジーの鬪士として議會に鬪ひ、或は自ら鐵道銀行等の開設に當つて產業革命促進の一役を買ひ、學問上は歷史學派の傾向を一步進め、『國民經濟並に統計學年報』を創刊し或は統計局の總裁ともなつてドイツの歷史的國民經濟學の發展に對して指導的役割を演じたのである。[12] 由是觀之、ヒルデブラントの主張の歷史的社會的意義は、彼が生涯をかけて躬行した所のドイツ近代市民社會の成立發展に對する寄與といふ所にあると解される。

ヒルデブラントの功績は大であつた。然しながら、彼の國民經濟學は、當時のドイツの要求に應ぜんとし又應じ得たものであつたゞけに、それだけ歷史的社會的限界をもつ。すなはち、我々は彼の立場を一種の國民主義だと言つたのであるが、それは如何なる點に限界をもち現代の國民主義と區別されるか。我々の批判はこの點に中心する。そのため我々は以下國民經濟學の(一)人間

12) J. Conrad, Bruno Hildebrand, Jahrbücher für Nat.-Ök. u. Stat.:Bd. XXX, S. Iff.

觀的基礎、(二)社會觀的基礎、(三)歴史觀的基礎、(四)認識論的基礎、にわたつて彼の見解を整理しつゝ、これが吟味をなすであらう。但し第三の歴史觀的基礎については別論に讓る。

(一)人間觀的基礎　ヒルデブラントの人間觀に入る前に、我々は彼が經濟一般を如何に考へたかを問はねばならぬ。然し彼は人間の經濟を「人間社會が自然力をその生存目的に服せしめる所の行爲の全體」と言ふのみで經濟の本質規定をなしてゐない。尤も彼は國民經濟學の課題を規定するに當つて力點を經濟行爲の問題に置いてはゐる。然しそれは經濟行爲の形式的構造を說いてその倫理的側面を論證したに過ぎないのであつて、經濟行爲の本質が何であるかは明かにされてゐない。從つて經濟生活を文化の世界だといふものゝ、それが他の文化域から區別される特徴は述べられてはゐない。彼が經濟一般の本質を規定しなかつたことは重大な誤りの原因となつたが、それについては後に述べる。

　ところで、經濟行爲の主體たる人間は本來利己的であるか、利他的であるか、それとも利己卽利他的換言すれば共同社會的であるか。これに對する回答は經濟學者の人間觀によつて異る。ヒルデブラントはスミス流の利己主義的人間觀——彼はスミスをさう解した——に反對して、經濟行爲は私的利益を目ざす利己心のみならず、倫理的なる情意をもその動機とするとみる。然し彼は與へられた人間を利己的でもあれば利他的でもあるとみたゞけで、人間は利己卽利他的換言すれば共同社會的になり得るものなされ得るものとはみない。彼は社會主義を非難してかう言つて

ゐる。「社會主義者達は全く顚倒した心理學から出發する、そして彼等はその共同社會のために一切の利己主義を剝ぎ取つた人間を要求することによつて、一切の發展の究極目的をその前提とする」[13]と。經濟生活に於ても現實の人間が利己的であると同時に倫理的利他的であるとみるのは勿論正しい。然し彼が人間の利己性が經濟制度と相對的であり、それが制度の變革によつて變革され得るものであると考へないのは、換言すれば人間を實踐的に觀ないのは抽象的である。彼は同じく社會主義批判に次の如きことを述べてゐる。利己主義は公益と矛盾せぬ限り社會にとつて有用であつて、個人を肉體的精神的に勤勉活潑ならしめ、以て人類の發展を促進する。然るに「總體經濟（Gesamtwirtschaft）」――彼は社會主義經濟をかう呼ぶ――に於ては利己主義の有益なる作用は消失して弊害だけが殘る。蓋しそこでは勞働は私利によつてゞはなくて社會によつて決定され、享受は私的勞働にではなくて社會的分配に依存する。だからそこでは出來るだけ多くの勞働によつて出來るだけ多くの享受を得んとするのではなくて、出來るだけ勞働を免れて出來るだけ多くの享受を貪らんとするといふ形で現はれるであらう。從つてそこでは利己主義が社會を破滅せしめる、と述べて彼は社會主義的組織計畫の實行を批判してゐる[14]。かくの如く彼は人間の利己性が經濟制度と相對的であり、制度の變革と敎育とによつて變革され得るものであるとは考へない。そこに我々はスミス學派に向ふや敢然として人間の倫理性を强調するが、社會主義者をみるや平然として人間の利己性を說敎する彼の表裏をみる。その際彼の言說を一貫せるは僅かに意志行爲

13) Nationalökonomie der Gegenwart und Zukunft, S. 48.
14) Ibidem, S. 35.

の倫理性といふ思想である。即ち、經濟行爲は意志行爲である、從つて經濟行爲の動機たる利己心も意識に媒介される、それ故經濟行爲も倫理的であるとされる。さうすることによつて彼は利己主義の弊害を個人の責任に歸し、社會問題を主觀道德の問題に還元する。

かうみてくれば、人は彼の人間觀が歷史的制約をうけて市民社會のそれを一歩も出てゐないことを知るであらう。尤も個人の利己心による國民經濟の發展が當時必要であつたことは充分理解されうるにしても。このことは特に彼の私有財產觀をみることによつて一層明かとなるであらう。又彼が經濟生活に於て利己主義を重視するのは個性尊重の思想にも基く。これらについては彼の社會觀を吟味する際に述べよう。

（二）社會觀的基礎　次にヒルデブラントの謂ふ國民經濟とは何であるか。その際先づ明かにさるべきは國民の規定である。然し彼は人間が國民として存在するものであることを强調しただけで國民が何であるかについては之を明かにしてゐない。けれども我々は諸體系批判から次のことだけは知り得る。即ち彼はスミス學派の原子論的國民觀に反對してミューラーの倫理的社會觀に同意する、然し後者は前者のアンティテーゼたる國家主義に墮したと考へて、彼は個性を尊重し國民に於て個人と國家との何れにも偏することなく國家的に統一されたる自由なる諸個人を考へるものゝ如くである。所で國民は自然的條件・民族・文化的歷史的發展等の相違に基く國民性をもつが、スミス學派はこれを無視して萬民主義に墮した、この萬民主義は社會主義に於て最も徹底

したと言つて、彼は國民性殊に歴史的發展の相違を强調する。これらの點に於て彼の立場は確かに國民主義である。然し彼が國民社會を有機體とみるのは誤りである。又彼が國民内部に於ける階級對立を知つて社會問題に關心を寄せながら、國民について云々する場合それを全く無視してゐるのは實に市民的國民主義と呼ばれるにふさはしい。これについては國民經濟・國民經濟學の規定を吟味するに當つて明かにされるであらう。

ヒルデブランドは大體右の如き國民觀に立つて「國民生活の經濟的側面」或は「經濟的國民生活」を國民經濟と考へる。而して國民經濟は言語・文學・法律・藝術等と同じく一の文化域とされる。然し彼が經濟の本質を明かにせず國民經濟とその他の文化域との區別を明瞭にしてゐないことは既に述べた如くである。從つて彼は國民經濟に於ても他の文化域に於けると同じく個人の自由活動・而も利己主義に基く自由活動を承認する。それ故所謂國民經濟は市民的國民經濟卽ち資本主義經濟であつて、國民共同經濟――彼はそれを Gesamtwirtschaft; Sozialwirtschaft と呼ぶ――ではない。彼は市民的國民經濟に於て潜勢的に生成する國民共同經濟の面を注目したのでもなく、況んやそれを自覺的に實現せんとするのではなくて、むしろ市民的國民經濟を讃美してゐる。このことは市民的國民經濟の基礎たる私有財産に對する見解をみれば明かである。

彼が私有財産に關して言ふ所は凡そかうである。私有財産は人類の貧困・墮落・不平等の源泉だとされるけれども、私有財産以前に於ては貧困・野蠻が人類一般の狀態であつて、私有財産制の

採用によつて、譬へその目標は未だ到達されないにしても、人類文化は初めて發展したのである。それは言語と同じく人間精神發展の有力な槓杆であつて、それがなければ社會は個人的多樣性・文化・發展なく、同じやうな者の集りに過ぎなくなるであらう。だから財産の不平等を難じてその平等化を要求する者は、歴史的發展を轉倒し、人類が全發展をかけて努力して來た所の課題を抽象理論によつて解決せんと努力する者である。加之、種々の國民的財産形態を通じて文化が發展すると共に所有關係は好都合になり、有産階級が無産階級に對して益々增加し、無産階級が減少したことは歴史の示す所である。勿論私有財産濫用の弊もある、然しそれが濫用されるからといつて、その倫理的意義や社會的必要は否定され得ない。而して教養・道德が進歩すると共に、私有財産は精神的竝に倫理的完成のために所有者に委託されたる共同財産(ゲマイングーツ)の一部であると自覺され、共同體の倫理的目的に益々一致するに至るであらう、と述べてゐる。[15] 更にヒルデブラントは私有財産と並んで市民的國民經濟の支柱たる商業及び貨幣の攻擊に對しても同樣の仕方で辯護してゐる。[16] ――惟ふに私有財産制と共に社會的生産力が發展して來たこと、及びかくして發展して來た生産力が輝しい人類文化の基礎となつたといふことは否定すべきもなき事實である。そして市民的國民經濟の成立期、殊に當時のドイツに於ては、近代的なる私有財産制を制定して國民生産力の發展を圖ることが急務であり、且つ私有財産制と國民生産力否一般に國民的生命との矛盾が痛切に意識されなかつたのは尤もであつた。而もそれだけに彼の立場は市民的國民經濟のそ

15) Ibidem, S. 44–45.
15) Ibipem, S. 46–48.

れを一歩も出てゐない。だからこそ彼は私有財産に於ける共同財産の側面は個人が倫理的に自覺すべきものであつて、社會的に實現さるべきものだとは考へないのである。――故に一般に現實の個人主義經濟を否定して共同經濟を實現せんとする立場に對して次の樣に言ふ。「人類の全文明は諸々の個性(Individualitäten)から起る」。然るに共同經濟はそれを否定する。第一にそれは萬人の想像的利益のために各個人の利益を犧牲にする。第二に個性の發展は外的刺戟を必要とし歷史的環境に制約されるが、共同經濟はそれを機械的に一樣化し、諸個人の文化創造力を衰頽せしめる。第三に社會の文化は多彩なる個性の發展に存する、然るに共同經濟は精神的單調を齎し、個性は消失して萬人は同一の型(ティプス)を代表するに過ぎなくなる。かくて社會主義は一切の人類文化を破壞するであらう。だから、「社會主義は人間文明の墓場である、」と。[17] 前述の如く彼は經濟生活の本質規定をなさなかつたが、我々はこの經濟生活と一般文化生活との無差別化がこゝ社會主義批判にも現はれてゐるのをみる。卽ち彼は社會主義が一切の文化生活をも經濟生活と同じく統制するかの如く誤解してゐるのである。それはともかくもそこに見られる彼の立場は飽くまでも市民社會のそれである。現に彼は或個所に自己の立場をはつきり述べてゐる。「現在の實踐的經濟問題に關して私は公然と言明する、私は私の全科學的確信を以てフランス的の中央集權と國家干渉の決定的反對者であると、そしてドイツにとつて私的經濟活動の領域に於て英國の模範に從つた國民の完全なる自由・自治竝に自己責任を國民の經濟的竝に倫理的繁榮の根本條件であるとみ

17) Ibidem, S. 51.

ると」[18]。こゝでは彼は徹底せる個人的自由主義者である。[19] 要するに彼は市民的國民經濟が潜勢的に既に國民共同的であり國民的實踐がそれを顯勢的に實現すべきであることを洞察し得なかつたのである。

尙ヒルデブラントは國民經濟の上に世界或は人類經濟を認めるものゝ如くであるが、それについて問題とすべきことは何も述べてゐない。

又國民經濟の歷史的規定については、彼は國民經濟の諸制度が永久絕對なるものではなくて歷史的相對的であると考へる。その點彼は社會主義者やプルードンの影響を多分に受けてゐる。就中彼は當時の市民的國民經濟卽ち資本主義經濟を「貨幣經濟」に於て把握し、それが中世の「自然經濟」から發展し、將來「信用經濟」に移行するものだと考へ、周知の如き發展段階說を說く。そこには資本主義に對する若干の改革的意圖が見られる。然し信用經濟が貨幣經濟の一段階に過ぎぬことについては既に批判されてゐる所であり[20]、資本主義を變革せんとしたものではない。それにしても彼が過去に對してのみならず將來に對しても貨幣經濟が一の段階に過ぎぬとみたのは正しい。元來彼の發展段階說は彼の研究の前提であり結論であつて、種々の問題をもつと思はれるから、これについては別に論ずることゝする。

七

(三) 認認論的基礎

以上我々はヒルデブラントに於ける國民經濟の規定を吟味した。次に國民

18) Jahrbücher, Bd. I, 1863, Vorwort.
19) Hildebrand の社會主義批判は立派であるが古典學派批判は曖昧であるといふ一部の人々の批判は——例へば Cossa, Haney——こゝに基因するのであらう。
20) 本庄博士、經濟史研究、12頁以下。

經濟學の規定をみよう。彼が國民經濟學といふのは「國民生活の經濟的側面に關する認識」のことである。それに關して彼は重農主義・スミス學派以來傳統的な自然科學的傾向を否定する。卽ち彼は國民經濟を以て自然界から區別された道德及び文化の世界であると考へ、從つて國民經濟學は倫理的科學であり文化科學であつて、自然科學ではないと言ふ。これは正しい。然し彼が國民經濟學の自然科學的傾向と共にその普遍法則――それを彼は經濟的自然法則と呼ぶ――及びそれを研究するその理論的部分――それを彼は抽象的學說と呼ぶ――をも否定して了つたのは誤りである。

誤りは先づ經濟的自然法則を否定して發展法則のみを認めた點に見出される。彼は言ふ。人間の經濟は、國民經濟も人類經濟も、人間精神の創造力と自由とによつて法則的に發展する。だから先づ個々の國民經濟の、次に人類經濟の法則的發展過程を研究し、發展法則を求めることが國民經濟學の課題であつて、國民經濟學は時間的にも空間的にも不變なる自然法則を研究すべきものではない、と。かくの如く彼が經濟生活の時間的空間的相對性を主張し、經濟學を單なる普遍性の學から個性の學に高めんとしたのは勿論正しい。然し惟ふに、永遠なるものなくして發展はあり得ない、變らないものが變つて現はれる所にこそ發展があるのである。同樣に絕對普遍なるものがあるからこそ相對的個別的なものについて云々され得るのである。而して經濟生活に於ける永遠・絕對・普遍なるものはその本質なのであるが、それは後に述べる如く市民的國民經濟に於

ては無自覺的必然の普遍法則として現はれる。普遍法則は體系的なるものと發展的なるもの卽ち所謂發展法則とに分れる。何れにせよ、それを扱ふのは國民經濟學の理論的部分である。而して理論的部分を基礎として歴史的部分が可能になり、後者に於て初めてかの二の普遍法則を基礎として個性的發展法則が發見され得る。所でヒルデブラントの謂ふ發展法則の學としての國民經濟學は一應その歴史的部分と解されるのであるが、さうとすれば、普遍法則・それを扱ふ理論的部分及びそのための抽象的方法を否定して發展法則を研究する歴史的部分だけを認めるといふのは自家撞着である。尤も彼は發展法則の學としての國民經濟學の課題を解く方法として歴史的方法と竝んで統計的方法を擧げてゐるが、然し統計的方法は彼によれば普遍法則を發見するための手段ではなく發展法則研究の手段であり、その出發點たる確實な事實を把握せしめるものに過ぎない。[21]

矛盾はそればかりではない。上述の如く理論的部分は靜態的體系的な構造を研究するにとゞまるものではなくて、發展的構造――所謂發展法則・發展的典型――をも研究するものであり、而して體系的竝に發展的な理論的研究の上で初めて個性の發展が明かにされるのであるが、ヒルデブラントの謂ふ發展法則とは發展的典型に過ぎず、個性的發展法則ではない。例へば自然經濟・貨幣經濟・信用經濟なる段階的發展は總ての國民經濟に通ずるとされるものであつて、云はゞドイツ國民經經の個性的發展をみたものではない。とすれば、謂ふ所の發展法則は實は彼が否定した

21) Die wissenschaftliche Aufgabe der Statistik, Jahrbücher VI, 1866, S. 1–11.

所の理論に於ける發展的研究の成果たる自然法則卽ち普遍法則以外の何物でもない。そしてそれならば、彼が極力排擊した所のアダム・スミスでさへ既にそれを「事物の自然的順序 natural order of things」として把握してゐるのである。[22] ——尙彼が國民經濟學の歷史的部分の上に實踐的部分を認めんとしたのは正しいが、右にみる如き理論的部分の否定と歷史的部分の抽象性とを以てしては具體的なる政策論は到底不可能であると言はねばならぬ。

けれども飜つて考ふれば、ヒルデブラントが自然法則に於て市民的國民經濟の矛盾・個人的利己主義の弊害をみ、それを止揚せんとした所には正しい點がある。卽ち彼は個人的利己主義と國民經濟學の自然科學的傾向とを必然關係に置き、後者を否定するために前者を批判してゐるのであるが、そこには市民的國民經濟の原理に對する若干の批判的態度がみられる。その際彼が從つた推論はかうであつた。經濟行爲は私的利益を目ざす利己心のみならず倫理的なる情意をも動機とする。而してその動機が利己心であると公共心であるとを問はず、一切の經濟行爲は意志行爲として心理學的法則に從つて自由であり責任を伴ふ。だからそれは自然法則に從ふのではないと言ふのであつた。然し人間の自由意志に基く經濟行爲と經濟的自然法則との關係については問題がある。成程個人の利己的なる經濟行爲も自由意志に基くものであらう。然し諸個人の自由なる經濟行爲の總體たる國民經濟は、それが市民的であるかぎり、個人の意志からは獨立したものである。何故なら、市民的國民經濟に於ては諸個人が國民經濟の機關として共同の目的を體してそ

22) Wealth of Nations, B. III, Chap. I.

のために自覺的に活動するのではなく、各々獨立に利己を追求するものだからである。卽ち市民的國民經濟は國民共同經濟ではなく、國民が總體として自覺的共同的に經濟するものではなくて、原子論的社會經濟なのである。勿論それは全體卽ち國家をその前提とし、諸個人の支配的には利己的な經濟行爲が競合して國民共同經濟が結果しはする。然しその國民共同經濟は諸個人の意識からは獨立した無自覺的抽象的なものであつて、共同經濟的なるものは無自覺的必然の經濟的自然法則或は普遍法則として自己を貫徹するに過ぎない。而して無自覺的共同經濟の表現としての自然法則は、個人にとつても國家にとつても、その經濟行爲の前提である。それは多くの場合には不可解な運命であり、或る場合には支配し得る傾向であり得るにしても、それに從ふことによつてのみ自己の目的が達成され得るのであつて、それを否定することは出來ない。然るに市民的國民經濟に於て共同的なるものが自然法則として現はれるといふことを無視して、恰も國民總體の意識から具體的に共同的なるものが結果し、それに個人の意識が直接關與するかの如くにみるのは抽象である。勿論既に述べた如く國民共同福祉の實現が無自覺的必然に放任されてゐる所に市民的國民經濟の矛盾があり、それをヒルデブラントが自然法則に於て把握したのは正しい。然し個人の經濟行爲の意志性・倫理性等々を云々してそれを拒否するのは誤りである。さうではなくて、經濟的自然法則の止揚は共同的なるものを自覺的に具體化すること、換言すれば國民共同經濟を實現することによつて初めて可能なのである。

要するにヒルデブラントが經濟學の自然科學的傾向と共に經濟的自然法則をも否定して了つた點に我々は歴史學派の傾向がロッシャーに於けるよりも一層徹底せるをみると同時に又それだけ彼の立場が抽象的になつたのをみる。又經濟理論の無視と竝んで、經濟生活の倫理性を强調し社會改良的立場を示してゐる點には新歴史學派への接近がみられる。

八

以上ヒルデブラントに於ける國民經濟學の哲學的基礎を吟味し來つて我々はそれが畢竟市民的國民主義に外ならぬと言はねばならぬ。彼は一方では正しくも經濟生活に於ても國民的存在としての人間・その倫理性・國民の文化・歴史・國民性の尊重すべきを説き、現在の經濟組織は歴史的相對的なものであるが故に經濟學は經濟生活の不變なるものをではなくて變るもの・發展を研究しなければならぬとして、國民主義の面をもつてゐる。然し他方に於て彼は人間の利己性を不變の原理として固執し、自由主義經濟を保持せんとする、而してその國民經濟學は實踐學として確立されるにはまだ遠い。この點彼の國民主義は決して市民主義を出たものではない。たゞ市民的國民經濟・資本主義經濟の前提たる國家を自覺し、國家の內でそれを發展せしめ、その弊害が現はれる場合には道德意識に訴へてそれを矯正し、市民的國民經濟は何處までも之を保持してその根本的變革には反對したのである。それは市民的國民經濟の成立發展といふ當時のドイツの歴史的段階にはまことにふさはしいものではあつた。然しそれだけに彼の立場は近代市民社會のそれを一歩も出てはゐない。これ我々が彼の立場をその根本に於て市民的國民主義となす所以である。